

# 平成25年度 公益社団法人岐阜県森林公社事業計画書

## 総括事項

岐阜県森林公社は、昭和41年に発足以来、国、県の森林資源整備目標に沿って分収方式により計画的に森林整備を推進してきました。初期に植栽した森林は10齢級になり、年々森林資源が充実してまいりました。その一方、除伐等の保育が必要な森林も数多く存在しています。こういったことから適期の保育実施と利用間伐への取り組み強化が求められています。

しかし、木材価格の長期低迷など、公社を取り巻く経営環境は厳しさを増し、このままの状態が続くと、森林整備の実施や公社造林地の適正な管理に支障が懸念されるなど、公社の将来の見通しは極めて厳しい状況にあるといえます。

このため、公社では平成24年度から経営改善計画（アクションプラン）に取り組んでいるところですが、経営対策では管理経費の節減、森林管理対策では長伐期への契約更改の推進、施業地カルテの完成と森林区分の明確化、木材生産対策では利用間伐の取り組み強化を重要な柱として、経営改善を進めます。

また、公益法人制度改正に伴い、平成25年4月1日に公益社団法人へ移行し、森林資源の造成に加え、森林の持つ公益的機能を発揮出来る森林の整備を進めるとともに、これらを担う人材の育成を進め、生きた森林づくりの一端を担えるよう、公社事業を進めます。

## 1 森林環境整備事業

### (1) 分収造林事業

#### ア 森林経営計画の作成

合理的な路網整備や効率的、計画的な間伐、木材生産を行うため、公社造林地単独又は周囲の民有林と共同で森林経営計画を策定します。なお、共同で森林経営計画を策定しその計画に基づく森林整備を実施する事業体の選定には公募型プロポーザルを行います。

#### イ 事業費の有効活用

保育事業の実施については、森林整備区分を基に、施業地カルテに基づいて実施することとし、将来に向けて、事業実施地域や箇所限定や実施間隔の延長を行い、限りある事業費の有効活用を図り、併せて借入金の縮減も図ります。

#### ウ 長伐期施業への転換

森林の持つ公益的機能の発揮や木材資源の有効活用の観点から、公社造林地を長伐期への転換を進めており、経営改善期間中の更改終了を目指し、市町村や森林組合の協力を得ながら国の補助事業を活用して積極的に取り組みます。

なお、平成29年度から契約満了を迎える契約地の中で未相続等の諸事情で契約更改が極めて困難な契約地については、収益分収の対応について検討します。

#### (2) 分収育林事業

山県市の「美山あいの森」が平成26年9月及び10月に、揖斐川町の「久瀬ふるさとの森」が平成27年5月に契約満了となることから、契約満了に向けての準備を進めます。

特に、「美山あいの森」については、収益分収の手続きについて、緑のオーナーへ通知するとともに、立木販売の準備を進めます。

分収育林地概要

項目	美山あいの森		久瀬ふるさとの森
場所	山県市神崎字夏坂801-3 外1		揖斐郡揖斐川町西津汲
面積	一次分	3.50ha	9.40ha
	二次分	10.40ha	
契約年月日	一次分	昭和61年9月10日	昭和63年6月1日
	二次分	昭和61年10月20日	
契約満了日	一次分	平成26年9月9日	平成27年5月31日
	二次分	平成26年10月19日	
出資口数 (230千円/口)	一次分	40口	120口
	二次分	130口	

#### (3) 家族ぐるみの森造成事業

昭和63年度より美濃市極楽寺地内で造成中の「家族ぐるみの森」については、各オーナー自身による森林に必要な整備を行うよう情報提供及び指導を行います。

#### (4) 県営林等整備事業

岐阜県からの委託を受け、県営林について巡視等による管理のほか、利用間伐事業、作業路開設、保育事業等を行い、持続可能な森林づくりを進めます。

森林環境整備事業 事業計画一覧表

(単位：千円)

事業区分	事業量	事業費	備考
分収造林事業		254,328	
保育費		157,916	
下刈	54.00ha	8,988	
雪起し	5.00ha	1,178	
除伐Ⅰ	70.00ha	11,527	
除伐Ⅱ	205.00ha	41,872	
枝打Ⅰ	25.00ha	3,962	
枝打Ⅱ	40.00ha	9,809	
利用間伐 胸高直径22cm未満	55.00ha	19,889	
利用間伐 胸高直径22cm以上	85.00ha	43,788	
忌避剤塗布	54.00ha	3,564	
クマ剥ぎ防除	80.00ha	13,339	
作業路費		96,412	
作業路開設	14,000m	87,938	
作業路補修	30,513m	8,474	
分収林施業転換促進事業	196件	12,700	
分収育林事業	23.30ha	310	
家族ぐるみの森林造成事業	3.00ha	150	
県営林等整備事業	126カ所 4,891ha	35,000	

## 2 白山林道管理事業

白山スーパー林道を安全で快適に利用していただけるよう、林道の整備及び維持管理に努めるとともに、利用台数の増加に向けPRに努めます。

料金割引については、白川村、石川県と連携して実施します。

昨年度の情報ステーション前の自販機の設置に加え、新たに広報パンフレットのバナー広告による自主財源を確保し、誘客宣伝に活用します。

また、平成25年9月に開催が予定されている「白山・白川郷100kmウルトラマラソン」については、後援するとともに、大会が安全に開催されるよう白山スーパー林道の安全管理対策の徹底を図ります。

事業計画

区 分	内 容	備 考
経営対策	利用見込台数 80,000台 利用料収入 103,505千円	
安全管理対策	県単改良事業 47,000千円 擁壁工 22m 法面保護保護工 1,400㎡ 維持補修工事 63,000千円 トンネル調査 215m 春除雪、舗装、道路維持 外	

3 林業労働力対策事業

(1) 支援センター事業

林業労働力の確保と育成を図るため、新規就業希望者、森林技術者のキャリアアップ、架線作業主任者の養成のための各種研修を開催します。

また、素材生産を低コストで行える人材育成のため、「森林・林業人材育成加速化事業」により技術習得等への支援に加えて、川下側の市場動向等の把握をするための研修会の開催、林業への就業に向け一定のカリキュラムによる教育を受ける者に対しての資金の給付にも取り組みます。

(2) 雇用改善事業

林業事業体の雇用管理の改善や就業希望者に対する相談・指導を行います。

(3) 雇用安定化事業

新規的林業就業者に対して、技術研修や新規就業の準備に必要な資金の貸し付けを行います。

事業計画

事業の種類	内 容		備 考	
支 援 セ ン タ ー 事 業	林業就業支援事業	就業希望者を対象にした森林・林業に関する基礎を習得するための研修(全森連)	10人20日間 1回	
	緑の担い手参入研修事業	就業希望者を対象にした森林・林業に関する基礎を習得するための研修	10人18日間 2回	
	「緑の雇用」現場 技能者育成対策事 業	フォレスト ワーカー研修 (林業作業士)	1年目 2年目 3年目	15人30日間 1回 15人25日間 1回 15人20日間 1回
		フォレストリー ダー研修 (現 場管理責任者)	5年以上	20人15日間 1回

事業の種類		内 容		備 考
支援センター		指導員能力向上研修	実地(OJT)研修における林業事業体指導員の能力向上研修	20人 3日間 1回
		監督・検査業務	林業事業体が実施する「緑の雇用」現場技能者育成対策事業に関する監督・検査	80日間
事業	(新規) 林業事業体の運営基盤強化に資する人材育成	認定事業体の職員を対象として、川下側の市場動向等に対する見識を高めるための研修会		20人 3日間 1回
	森林・林業人材育成加速化事業	素材生産作業に必要な講習等の参加支援	安全講習等の参加支援	180人
			林業架線作業主任者養成研修	10人26日間 1回
			林業架線技術普及研修	20人 2日間 1回
		労働災害防止対策	労働災害防止対策の対象	110人
		現場管理責任者等としての能力付与のための講習等参加支援	フォレストリーダー研修(現場管理責任者)	5人15日間 1回
(新規) 緑の青年就業準備給付金事業	岐阜県立森林文化アカデミー等において、林業への就業に向けて必要な知識・技術の習得を目的として教育を受ける者に対して、資金を給付。		30人 年間150万円以内の給付	
雇用改善事業	雇用管理の改善に係る相談、指導	事業主から雇用管理改善に関する相談の対応、事業主に対する雇用管理の改善等の指導		随時
	雇用情報の収集、提供	雇用改善のための推進会議に出席 雇用改善に係る情報を収集し、事業主等に提供		訪問等 随時
	林業就業希望者に対する相談、指導	林業への就業希望者からの相談に対応		随時 就業相談会 7回

事業の種類		内 容		
雇用 安定 化 事業	就業	林業就業予定者が就業に必要な林業技術又は経営方法等の研修受講に必要な資金		
	研修 資金	貸付対象者	貸付限度額	償還期間
		就業予定者	月額5～15万円	20年以内（据置4年以内）
		認定事業主	月額4～12万円	13年以内（据置4年以内）
	就業	林業就業予定者が就業に必要な移転その他事前活動に必要な資金		
	準備 資金	貸付対象者	貸付限度額	償還期間
		就業予定者	150万円	20年以内（据置4年以内）
認定事業主		120万円	13年以内（据置4年以内）	

#### 4 自然環境保護事業

環境省のオフセット・クレジット（J-V E R）制度に基づき、公社分収造林地の間伐事業によって吸収した二酸化炭素を販売することによって、得られた資金を活用し、森林の二酸化炭素を吸収する機能の発揮やPRに役立てていきます。

平成19年度から平成23年度までの事業地のCO2吸収量について第三者機関の検証を受け、新たなクレジットを発行するとともに、県などが主催するイベントに参加し販売の促進を図ります。